

射水市監査委員告示第8号

定例監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準(令和2年射水市監査委員告示第6号)に準拠して令和5年7月に実施した上下水道部(上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課)の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年7月10日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

定例監査結果報告

第1 監査概要

1 監査対象及び選定理由

(1) 監査対象

上下水道部：上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課

(2) 選定理由

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査期間
監査委員 監査	上下水道業務課	令和4年6月15日～令和4年6月29日 (令和3年度執行分)
	上水道工務課	
	下水道工務課	

2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい負担金及び補助金が交付されるリスク	ア 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
	イ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
	ウ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
	エ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
(2) 契約事務が適正に行われな	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2者以上から

いリスク	見積書を徴しているか。また、例外的に1者から見積書を徴した場合は、その理由は適正か。
	ウ 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。
	エ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
	オ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
	カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
	キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
	ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
(3)支出事務が適正に行われな いリスク	ア 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
	イ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
	ウ 在庫量は、需要予測に基づき適正であるか。
	エ 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
(4)手数料を誤って徴収する等 収入事務が適正 に行われな いリスク	ア 出納員その他の会計職員及び企業出納員、現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
	イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
	ウ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。
	エ 収納金は適正に保管されているか。
	オ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
	カ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年6月19日から令和5年7月3日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 上下水道業務課

上下水道業務課は、上水道・下水道の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。

上水道事業会計及び下水道事業会計の出納及び資金の運用に関する事務

上下水道料金徴収業務の指導、管理、監督に関する事務

(2) 上水道工務課

上水道工務課は、上水道施設の維持管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

各種水道事業の設計、精算、監督に関する事務

配水管、給水管等の苦情処理に関する事務

(3) 下水道工務課

下水道工務課は、下水道施設に関する事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務

雨水施設整備事業に関する事務

受益者負担金・分担金の賦課及び収納に関する事務

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 上下水道業務課

ア 給水人口の減少や節水社会への移行等による給水収益の減少に加え、物価高騰等により維持管理費が増加傾向にある。また、施設の老朽化により投資額も増加していることから、現状を踏まえ、早期に経営戦略の見直しに取り組まされたい。

イ 第1期包括業務委託を検証し、第2期に向け、更なる効率化とサービス向上に努められたい。

(2) 上水道工務課

ア 管路の経年化率が増加しており、水道ビジョンの目標値と乖離している。施設の健全性を維持するため、優先順位や投資計画の見直し、計画の前倒しなど、投資額の見直しに努められたい。また、鑄鉄管や鉛製給水管などの老朽管についてもスピード感をもって更新されたい。

(3) 下水道工務課

ア 市内全域で経年による管路の老朽化が進んでいるので、投資計画の見直し、計画の前倒しなど、現状を踏まえた投資額に見直されたい。

イ 有収率を上げるためにも不明水対策に取り組まれたい。

ウ 雨水対策については、災害に繋がらないよう意欲的に取り組まれたい。